

料 金 表(機能訓練あり)

(利用者負担金)

☆介護給付サービス分

要介護度数	算定根拠(単位/日)										1日あたり		1か月(30日)あたり
	介護報酬 単位(a)	サービス提供体制 加算I (b)	夜勤職員 配置加算I □(c)	看護体制加算		機能訓練 加算(f)	栄養マナジ メント強化加算 (g)	(注1) 処遇改善 加算I(h)	(注2) 特定処遇 改善 加算I(i)	(注3) ベースアップ等 支援加算 (j)	サービス費 (10割)	利用者負担 (1割)	
				(I) □(d)	(II) □(e)								
要介護 1	573	22	13	4	8	12	11	53	17	10	約 7,331 円	約 734円	約 22,025 円
要介護 2	641	22	13	4	8	12	11	59	19	11	約 8,112 円	約 812円	約 24,354 円
要介護 3	712	22	13	4	8	12	11	65	21	13	約 8,933 円	約 894円	約 26,785 円
要介護 4	780	22	13	4	8	12	11	71	23	14	約 9,714 円	約 972円	約 29,116 円
要介護 5	847	22	13	4	8	12	11	76	25	15	約 10,474 円	約 1048円	約 31,410 円

(注1)1ヶ月の合計単位の8.3%が処遇改善加算の単位となります。上記処遇改善加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

(注2)1ヶ月の合計単位の2.7%が特定処遇改善加算の単位となります。上記特定処遇改善加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

(注3)1ヶ月の合計単位の1.6%がベースアップ等支援加算の単位となります。上記ベースアップ等支援加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

※介護報酬単位にサービス提供体制加算I、夜勤職員配置加算、看護体制加算(I)(II)、機能訓練加算、栄養ケアマネジメント強化加算を合計し、この合計した単位に処遇改善加算8.3%をかけた単位と特定処遇改善加算2.7%をかけた単位とベースアップ等支援加算1.6%をかけた単位を加え、地域加算(1単位=10.14円)をかけて計算した金額の1割が負担金となります。

計算方法 (1ヶ月の利用料金)

- ①: (a+b+c+d+e+f+g) × 利用日数
- ②: ① × 8.3% … 処遇改善加算 I (h)
- ③: ① × 2.7% … 特定処遇改善加算 I (i)
- ④: ① × 1.6% … ベースアップ等支援加算(j)
- ⑤: (① + ② + ③ + ④) × 10.14 × 10%

入院・外泊時の負担金について(1日246単位)

病院又は診療所への入院をした場合及び居宅に外泊をした場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき約277円をご負担いただきます。

その他の加算について

- ・初期加算(1日30単位)
入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき約34円が加算されます。
また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様となります。
- ・療養食加算(1食6単位)
医師の発行する食事せんに基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合は、1食につき約6円が加算されます。
- ・看取り加算
ターミナルケアを行った際は、別途加算が生じます。

☆介護保険の給付とならないサービス分

	1日あたり	1か月あたり	備考
食事の提供に係る標準負担額	1,445円	43,350円	令和3年8月 ~
居住費(多床室)	855円	25,650円	

※所得に応じて軽減する制度があります。(区役所での申請が必要)

※1か月30日で計算しています。

サービスの種別	内 容
特別な食事	・要した費用の実費
理 髪	・理容 1回 1,870円(パーマ、毛染めは別途料金がかかります)
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	・要した費用の実費 喫茶日の実費 ビール、ジュース等の飲みもの代金 健康管理費(インフルエンザ予防接種費・健康診断料ほか) その他、利用者本人独自の利用に供するもの

〒807-1180 7-1131

北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号
特別養護老人ホーム 倫 尚 園
TEL (093) 617-5773

令和4年12月1日適用